

公示番号：170031

国名：ブータン

担当部署：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名：住民関与を目指した地方行政支援プロジェクト（指導者研修/研修マネジメント）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：指導者研修/研修マネジメント
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年4月上旬から2017年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.85M/M現地2.43M/M、合計 3.28M/M
- (3) 業務日数：

- ・第1次 国内準備6日間、現地業務40日間、国内整理5日間
- ・第2次 国内準備1日間、現地業務33日間、国内整理5日間

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年4月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	研修マネジメントに係る各種業務 (コミュニティ開発に係る各種業務経験があることが望ましい)
対象国／類似地域	ブータン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

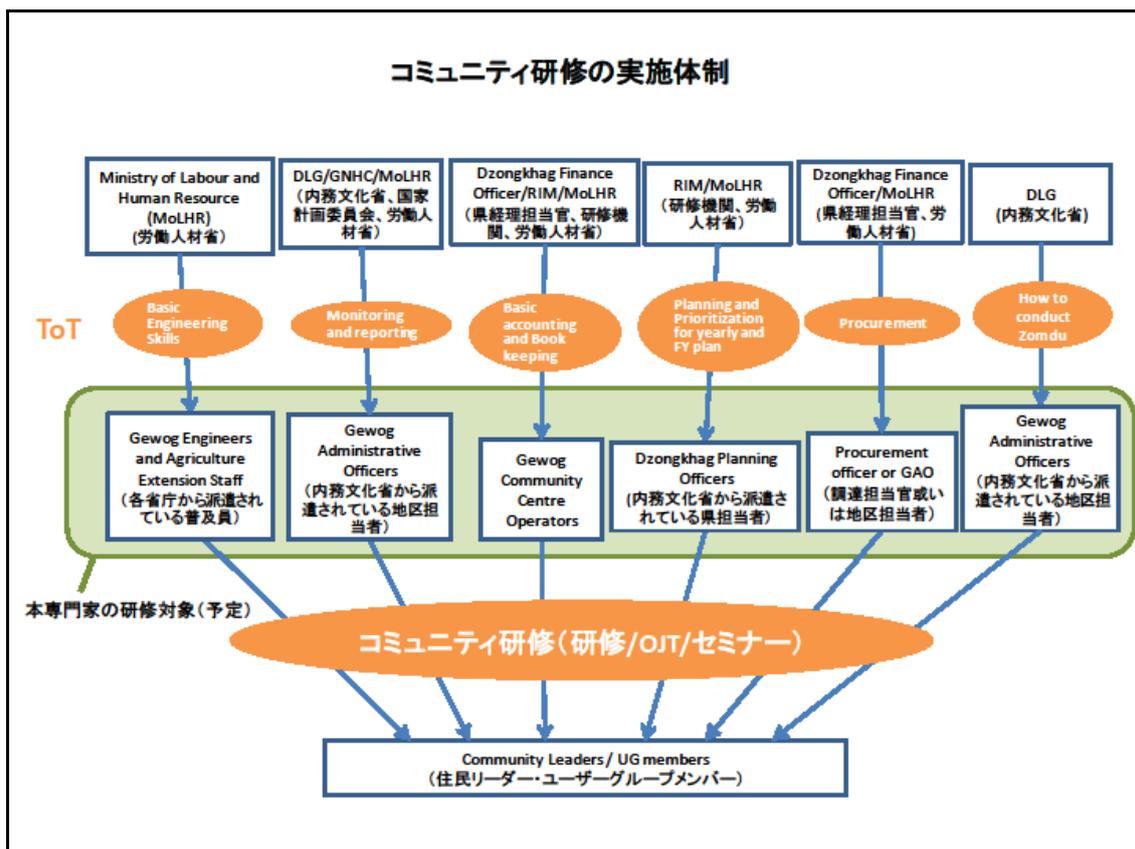
6. 業務の背景

ブータンにおける地方分権化にむけた環境整備が進む中、JICAはブータン政府からの要請に基づき2004年に地方行政支援プロジェクトを開始した。フェーズ1(2004～2006)では、パイロット事業を通じて地方行政制度の構築を支援するとともに、関係職員の能力向上を中心とした協力を実施した。フェーズ2(2007～2010)では、地方行政官の総合人材育成計画(ICBP: Integrated Capacity Building Plan)の主管部署である国家計画委員会(GNHC)地方開発局をC/Pとし、ICBPを改訂し、研修教材を作成すると共に、地方行政官に対するICBP研修を実施し、ICBPの制度化にかかる提言を残した。フェーズ3(2011～2014)では、多種にわたり実施されてきた研修を統合する形でICBPの整備を行う協力を行った。

このような地方行政に係る一連の協力を継続・補完する形で、JICAは2015年9月から2018年11月まで「住民関与を目指した地方行政支援プロジェクト」(SCLG)を実施してきている。地方分権化が進む中で、行政は住民へのサービス提供として、農道や灌漑設備、水道、対鳥獣フェンスなど地域の小規模インフラ建設を行ってきているが、予算や人材の制約から、維持管理や小規模修理は各コミュニティ住民に依存せざるを得ない状況である。しかし、住民には小規模インフラの維持管理の経験がなく、故障が発生しても修理費用が

なく修理ができなかったりメンテナンスが十分でないため施設の老朽化が進んでいたりといった課題が表面化している。本プロジェクトでは、プロジェクト目標を「コミュニティグループのオーナーシップと行政参画強化のためのメカニズムが確立される」こととし、対象3県（プナカ県、ダガナ県、モンガル県）のうちの各2地区（計6地区）、その中の各1村落（Chiwog）（計6村落）をパイロット対象として、コミュニティの行政への参画を促進させることを狙いとした活動を実施している。具体的な活動としては、住民リーダーや小規模インフラの利用者グループ（ユーザーグループ）に対するコミュニティ研修の実施支援、ブータン政府の地方交付金を用いたコミュニティ住民グループ（ユーザーグループ含む）年次開発活動（Annual Development Activities）の実施支援、県—地区—村落の定期会合の実施支援を通じた情報共有・意見交換の場設定、などである。パイロットサイトにおけるプロジェクトの活動・経験を踏まえて、最終的には住民関与を通じたコミュニティ開発ガイドラインを作成し、プロジェクト終了後にはブータン政府による全国普及を目指している。

コミュニティ研修の実施は、県及び地区の行政官が行う。しかし、コミュニティ研修の講師として想定されている県及び地区の行政官は研修講師としての訓練を受けていない。そのため、プロジェクトでは県及び地区の行政官が実践的且つ効果的なコミュニティ研修を実施できるようになるための ToT を実施する。コミュニティ研修の実施体制の全体像は以下の図の通り。



なお、本プロジェクトにおいては、日本人長期専門家 2 名（チーフアドバイザーと業務調整各 1 名）が派遣されており、カウンターパートとしては内務文化省地方行政局 (Department of Local Governance(DLG), Ministry of Home and Cultural Affairs)、プロジェクトディレクターは DLG 局長、プロジェクトマネージャーとアシスタントプロジェクトマネージャーは DLG から一名ずつ任命されている。

7. 業務の内容

当該専門家の業務は、コミュニティ研修の講師となる県及び地区の行政官に対して、コミュニティ研修を実施する際のファシリテーション手法（村人のひきつけ方、板書方法、グループワークのやり方等）を含む、実践的且つ効果的な研修手法を指導し、研修方法をガイドブックとしてまとめることである。

コミュニティ研修の対象者は、コミュニティにおいて小規模開発事業に携わる住民リーダーやユーザーグループの代表者を想定している。また、コミュニティ研修の科目は、小規模インフラ事業の実施に関わる以下の科目を予定している：①計画策定・優先度付け (Planning and Prioritization for Yearly and FY Plan)、②事業モニタリング (Monitoring and Reporting)、③基礎財務 (Basic Accounting and Book Keeping)、④調達 (Procurement)、⑤住民集会実施方法 (How to conduct Zomdu)、⑥基礎エンジニアリング (Basic Engineering Skills)。これらの科目の講師となる県及び地区の行政官に対して、当該専門家は①計画策定・優先度付けおよび②事業モニタリングを題材に、研修手法について指導(ToT)する。

なお、コミュニティ研修の実施形式は決まっていない。座学、OJT、気づきを促すセミナーなど柔軟に設定することが望ましいことから、当該専門家は各パイロット地区での実施の環境や対象者のライフスタイルを踏まえて、各パイロット地区で調達が可能な資材を用いて、対象者の関心を引き出す形での研修実施方法を提案・指導する。

本業務の実施は、(I) ToT ワークショップの実施、(II) コミュニティ研修実施のモニタリング、の 2 回に分けて行うことを想定している。

I. 第 1 回目 (2017 年 4 月上旬～5 月下旬)

コミュニティ研修を実施するに当たり、その講師となる県及び地区の行政官に対して、研修手法について指導(ToT)する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2017 年 4 月上旬)

ア 本プロジェクトの関連情報を収集し、プロジェクト全体の実施内容を理解する。

イ プロジェクト関係者 (JICA 産業開発・公共政策部、JICA ブータン事務所、派遣中

- のプロジェクト専門家等)と協議し、実施方針や具体的な研修内容を検討する。
- ウ 業務実施計画書(英語)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出し内容を説明する。
- (2) 第一回現地派遣期間(2017年4月下旬～5月下旬)
- ア 業務実施計画書に基づき、JICAブータン事務所、カウンターパート機関である地方行政局(Department of Local Governance)に対し専門家業務の方針、内容、活動計画等を説明する。
- イ SCLGプロジェクトのJICA専門家およびカウンターパートからプロジェクトの現況について説明を受け、本業務の詳細について打ち合わせを行う。
- ウ JICAがこれまで実施した地方行政支援プロジェクトと関わりのあるRIM(Royal Institute of Management)の講師、またはローカルコンサルタントから、地方行政関係者およびコミュニティグループ向けの研修実施経験に基づいた研修ファシリテーションに関する教訓や問題点について情報を得る。
- エ 本ワークショップの受講者(県及び地区の行政官)の現在の研修実施に関する知識や技術について、ヒアリング等を通じて現状と課題を把握する。
- オ 本ワークショップの受講者に対しファシリテーション能力の向上や研修手法の改善を目的としたワークショップを行う。取り上げる指導科目は「計画策定・優先度付け」および「事業モニタリング」とする。
ワークショップの実施に際しては、3つのパイロット県へ出張をし、それぞれ15～20名程度を対象とし、ワークショップは3～5日間とする。使用言語は英語とする。
- カ 本ワークショップ実施の結果を踏まえて、「コミュニティ研修手法ガイドブック」のドラフトを作成する。
- キ SCLGプロジェクト関係者と共に本業務のレビューを行い、コミュニティ研修実施に係る提言を行う。
- ク 現地業務結果報告書(和文および英文)を作成し、地方行政局およびJICAブータン事務所に提出し報告する。

(3) 帰国後整理期間(2017年5月下旬)

- ア 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に提出、報告する。
- イ 「コミュニティ研修手法ガイドブック」の編集を行う。

II. 第2回目(2017年10月上旬～11月上旬)

第1回目の業務で行ったTOTワークショップのフォローアップを行う。フォローアップはパイロット地区で行われる実際のコミュニティ研修を視察し、その視察の結果を第1回目の業務で本ワークショップを受けた受講者(県及び地区の行政官)にフィードバックし、

コミュニティ研修の改善を提言する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2017年10月上旬)

ア 現地業務計画書(英文)に基づき JICA 産業開発・公共政策部に対して派遣期間の活動内容を説明する。

(2) 現地派遣期間 (2017年10月中旬～11月中旬)

ア 現地業務計画書(英文)に基づき、JICA ブータン事務所、カウンターパート機関である地方行政局(Department of Local Governance)に対し業務の方針、内容、活動計画等を説明する。

イ SCLG プロジェクトの JICA 専門家およびカウンターパートからプロジェクトの現況について説明を受け、本業務の詳細について打ち合わせを行う。

ウ 2017年4月から5月に行った第1回目のワークショップのフォローとして、パイロット6地区におけるコミュニティ研修状況を視察し、改善点を把握する。

エ 。3つのパイロット県毎に第1回目のワークショップに参加した県及び地区の行政官20名程度を対象にウで把握した改善点をフィードバック・強化する2日間のワークショップを行う。

オ SCLG プロジェクト関係者と共に本業務のレビューを行い、コミュニティ研修実施に係る提言を行う。

カ これまでの活動を踏まえて、「コミュニティ研修手法ガイドブック」の編集を行う。

キ 必要に応じて SCLG プロジェクトが実施する会議(ステークホルダー会合等を想定)へ参加し、業務報告を行う。

ク 現地業務結果報告書(和文および英文)のドラフト(簡易版)を作成し、地方行政局および JICA ブータン事務所に提出し報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年11月下旬)

ア 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に提出、報告する。

イ JICA 産業開発・公共政策部との協議を通じて、「コミュニティ研修手法ガイドブック」の最終化を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書及びコミュニティ研修手法ガイドブックとする。

なお、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

(1) 業務計画書(全体)

全体の業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 3 部（JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA ブータン事務所へ 2 部）

英文 4 部（JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA ブータン事務所 2 部、C/P 機関へ 1 部）

(2) 現地業務計画書（各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 4 部（JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA ブータン事務所 2 部、C/P 機関へ 1 部）

(3) 現地業務結果報告書（各派遣時）

業務の具体的内容および達成状況、提言等を記載し、帰国前にドラフト（簡易版）を使って、JICA ブータン事務所及び DLG へ報告を行う。

和文 3 部（JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA ブータン事務所へ 2 部）

英文 4 部（JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA ブータン事務所 2 部、C/P 機関へ 1 部）

(4) 専門家業務完了報告書

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

③ 業務実施上遭遇した課題とその対処

④ プロジェクト実施上で残された課題、提案

和文 3 部（JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA ブータン事務所へ 2 部）

英文 4 部（JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA ブータン事務所 2 部、C/P 機関へ 1 部）

(5) コミュニティ研修手法ガイドブック

英文 4 部（JICA 産業開発・公共政策部 1 部、JICA ブータン事務所 2 部、C/P 機関へ 1 部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク/シンガポール⇒ブータン⇒バンコク/シンガポール⇒日本を標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2017年度直接人件費月額単価(上限)を適用する。

https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の第一次現地派遣期間は2017年5月上旬～2017年6月上旬を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る業務体制は、以下のとおりです。

ア) 指導者研修/研修マネジメント

③便宜供与内容

JICAブータン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし(地方部においては、必要に応じてJICAブータン事務所が手配)

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし。ただし空き状況によって、プロジェクトの執務スペースを利用可能。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム中谷(e-mail:Nakatani.Mifumi@jica.go.jp)にて配布します。

・R/D、運営指導調査M/M

・ベースライン調査報告書

・各種研修実施報告書(プナカ県、ダガナ県、モンガル県)

・ブータン政府が作成したLocal Development Planning Manualは以下のリンク先から入手可。

<http://www.gnhc.gov.bt/wp-content/uploads/2011/05/LDPM-Final-22-Jan-2014.pdf>

②本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

<http://libopac.jica.go.jp/>

- ・ 地方行政支援プロジェクトフェーズ2 終了時評価調査報告書

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上